

団体宿泊助成補助金 Q & A

Q. 宿泊施設で飲食した場合は対象となるのか？

A. 宿泊証明書と飲食店の領収書（又は請求書）が同一の事業者であれば、対象外です。

Q. サウナに入って宿泊し、同場所で BBQ をした場合は対象となるのか？

A. 宿泊証明書と飲食店の領収書（又は請求書）が同一の事業者であれば、対象外です。

Q. 観光・会議・研修等で訪れた団体（バスなど）が、ホテルで昼食をした場合、対象となるのか？（大人数昼食が出来る場所がないため）

A. 宿泊証明書と飲食店の領収書（又は請求書）が同一の事業者であれば、対象外です。

Q. 雨が降ったため練習ができず、また、熱中症対策のため外注弁当をホテルで食べた場合対象となるのか？

A. 宿泊証明書と飲食店の領収書（又は請求書）が別事業者であれば、対象となります。

Q. 文化系や勉強の合宿のため、ホテルや文化施設を利用して昼食もホテルで食べた。大会で宿泊したチームの昼食も宿泊施設が作った場合対象となるのか？

A. 宿泊証明書と飲食店の領収書（又は請求書）が同一の事業者であれば、対象外です。

Q. 豊後大野で宿泊したが、広域的な大会のため、竹田市の会場になった。そのため、その日は豊後大野市内に食事の発注がなくなった場合は対象となるのか？

A. 豊後大野市の加盟店での飲食が対象となるので、対象外です。

※竹田市で昼食をした場合も対象外

Q. 大会で宿泊をしたが、昼食は大会事務局からの支給、指導者の弁当は大会事務局からの提供であった場合は対象となるのか？

A. 飲食店の領収書（又は請求書）がない場合は、対象外です。

Q. 2泊で昼食は1回であったが、その日の夜に交流会で居酒屋も利用した場合は対象となるのか？（同じ日に2カ所以上利用）

A. 宿泊証明書と飲食店の領収書（又は請求書）が別事業者であれば、対象となります。

※1泊あたり1箇所は宿泊当日、または翌日に利用した分を対象とします。

【例】5/1 チェックイン、5/3 チェックアウトの場合

5/1～5/2 の飲食利用と 5/2～5/3 の飲食利用が対象、5/2 の領収が2 つでも可